

# 2024年度 [令和6年度] 事業計画

社会福祉法人アンビシャス

# 目次

法人理念 .....	3
社会福祉法人アンビシャス「法人計画」 .....	4
職員研修計画 .....	6
生活介護事業所「いるか」 .....	8
生活介護事業所「自由工房」 .....	11
身体障がい者福祉ホーム「ステップ6・2」 .....	14
居宅介護事業所「アンビシャスケアセンター」 .....	15
訪問介護事業所「アンビシャスケアセンター」 .....	16
札幌市障がい者相談支援事業所「相談室すきっぷ」 ....	18

## 法人理念

『どんなに障がいが重くても、自己選択・自己決定・自己責任において、自分が望む地域で暮らせる社会を目指す』

## 運営方針

1. 私たちは、当事者運動から生まれた法人として、障がいのある人とない人が対等・平等な関係のもとで活動します。
2. 私たちは、利用者支援に必要な専門性をより高め、意欲と誇りをもって働くことができる職場づくりを目指します。
3. 私たちは、障がいの有無にかかわりなく、誰もが尊重され共に暮らすことのできる地域づくりを目指します。

## 地域で暮らす、その一歩を、ここから

2000年4月に開所したアンビシャスは、自立をめざす障がいのある方の「生活」と「活動」の場です。

施設ではなく、ひとつの地域と位置づけ、さまざまな経験を経て、実際に自立して生活することを目標としています。

また、障がいのある方もない方も、新たな交流の場としてぜひ活用してください。

## 社会福祉法人アンビシャス「法人計画」

### 基本方針

- 1 社会福祉法人に求められている使命と役割を踏まえ、地域共生社会の実現に向けて関係法令等を遵守し、地域で暮らす方を支え地域に期待される役割を果たし、中長期的なビジョンを持った未来志向の事業運営と経営に向けて取り組む。
- 2 当事者運動から生まれた法人として、「法人理念」と「運営方針」に対する規範意識を持ち、利用者の自己決定の尊重と意思決定支援に配慮した利用者支援を行う。また、法人職員は積み重ねるキャリアと共に知見を深め、意欲と誇りが持てる法人組織を目指す。
- 3 利用者が安全かつ安心して利用する事ができるよう、老朽化した設備や福祉機器の入替えを行うと共に、業務改善に向けた職場環境の整備に努め、次代を担う世代に繋がる人材育成と職場定着、新たな福祉人材の確保を目指した事業体制基盤の強化と構築に取り組む。

### 重点項目

1. 「法人理念」と「運営方針」に基づいた利用者支援
2. 法人組織の活性化と経営基盤の強化
3. 専門職としてのスキルアップと法人職員としてのキャリアアップ

### 重点項目

#### 1. 「法人理念」と「運営方針」に基づいた利用者支援

- (1) 「法人理念」と「運営方針」に対する規範意識を持ち、利用者の自己決定の尊重と意思決定支援に配慮した最適かつ適切な利用者支援の提供に努める。
- (2) 利用者ニーズに則した各事業の運営体制の構築、通所事業における祝日営業の拡大、利用者満足度アンケートを実施するなど、地域に求められている事業運営と福祉サービスの提供について見直しを行い、利用者と地域の期待に応えられる事業に発展し成長する。
- (3) 地域に必要とされる事業経営の安定化と継続的な支援の提供に向けて、コロナ禍で蓄積された経営課題を分析し、将来に向けて様々な対策を講じ改善と回復に向けた経営基盤の構築に努める。また、理事役員等と職員の顔が見えて交流できる機会を設け、新たな事業展開や未来の法人設計に関わる意見交換を行うなど、役員と職員が一体となって協同で作り上げる法人運営を目指す。
- (4) 法人内に設置する各種委員会の活性化を図り、関係法令で定められている機能と役割を持ち、適切な委員会運営と法令を遵守した利用者支援に取り組む。

#### 2. 法人組織の活性化と経営基盤の強化

- (1) 職員の更なるキャリアアップを目的に昇格人事と人事異動による事業体制の活性化を図り、次代を担う法人職員の人材育成に向けて取り組む。また、新任職員への採用時研修の更なる充実や計画的な人事異動など、法人組織の土台作りを強化する。

- (2) 老朽化や修繕が必要な福祉機器の整備については、利用者の安心と安全、業務の効率化や腰痛予防に繋がる新たな福祉機器の導入について検討を重ね整備を行う。その他、物価高騰対策については、エネルギーコストの節減や関係業者の見直しや各種助成金の活用、施設整備等積立金なども運用する。
- (3) 障がい福祉サービスの報酬改定を踏まえ、事業体系の見直しや新規事業の立ち上げについて議論し計画する。また、エアコンの増設や老朽化している浴室設備の入れ替えなど、利用者の活動環境と職員の職場環境を改善するなど、法人が新たな取り組みに挑戦し法人風土を活性化させる。
- (4) 法人事業の広報は、法人 HP による情報発信や広報誌の定期発行、インスタグラムなどの SNS を活用。近隣の相談室や関係機関、病院や特別支援学校には広報誌の送付の他、訪問による営業活動を行い、法人事業の認知拡大と周知すると共に新規利用者に繋がる広報活動を積極的に行う。

### 3. 専門職としてのスキルアップと法人職員としてのキャリアアップ

- (1) 労働諸法令の改正に基づく関係諸規程の修正、職位職責に合わせた職務分掌の見直し、給与などの待遇改善の見直しや適切な労務管理等を改めて整備し、職員が安心して働く労働環境と業務改善、新たな人材を確保するための仕組みを構築する。
- (2) 職員個々のより一層のスキルアップを目指し、介護技術や支援技術の向上、更なる専門性と知見を得るために多様な研修に参加する。また、内部研修の一環として研修受講者による復命口頭報告会も開催する。
- (3) 職員の健康を維持する健康診断とストレスチェックの実施と産業医との連携。職員の仕事と治療の両立支援の推進、無資格者や専門研修を受講するための資格取得支援制度の見直しと充実化を図る。

## 職員研修計画

### 基本方針

福祉人材の確保が難しい情勢にある中でも、職員個々が各事業において利用者支援に必要な支援技術と専門技術を高めていく事を追求していく。また、職員自身が様々な経験を積み重ね自己成長し、更なる利用者支援の向上と事業の成長に繋がるよう、関係機関の視察研修や外部研修への参加、内部研修の一環として復命研修を行うなどの取り組みにより更なる資質の向上を目指す。

人材育成は新規採用時の職員研修から、キャリアに応じた支援技術の向上とスキルアップ、職場組織における職責と役割について見識を深め、多くの実践経験から多くのことを学び経験値を高め、福祉専門職であり組織人としての役割と機能について理解を深める。

### 重点項目

1. 専門知識と支援技術の向上
2. 教育と職場風土の構築
3. 公的資格取得支援制度の見直しと推進
4. 実習生の受入れに向けた体制整備

### 重点項目

#### 1. 専門知識と支援技術の向上

- (1) 職員のキャリアと職責に応じた各種専門研修に参加し、障がい特性に応じた支援の在り方や実践に繋がる高度な専門知識の習得。
- (2) 研修を受けた職員は内部研修の一環として復命研修を行い、他者に伝えるスピーチ力と事業内における援助技術の水準向上に繋げる。

#### 2. 教育と職場風土の構築

- (1) 管理者、主任、主任補佐、一般職、新任職員など、それぞれの職制に応じた各種研修に参加し、事業内や事業間における自身の役割と機能について見識を深め、研修で得た知識と情報を実践する。
- (2) OJT 教育と指導、個別面談を実施し職員個々の課題と成長を促す。また、新規事業の開設に向けてモデル事業所の視察研修を実施。法人事業に活かすと共に必要な人材確保と育成に取り組む。
- (3) 全職員を対象に、法人事業の参考となる外部事業所の視察研修や福祉機器の展示会に参加し、安全で先進的な福祉機器の導入や職員の腰痛予防、業務軽減に繋がる設備導入について検討する。

#### 3. 公的資格取得支援制度の見直しと推進

資格取得を希望する職員や事業に必要な資格取得者に対して、受講手続きや法人の負担経費について見直しを図り、働きながらスキルアップする職員を応援できる仕組みを再構築し資格取得を推進する。

#### 4. 実習生の受入れに向けた体制整備

社会福祉士、介護福祉士の指導者講習を修了した職員による実習生の受入れ体制を再構築し、福祉人材の教育実習の指導から多くの事を学ぶ。また、福祉系学校と幅広い繋がりを持ち関係性を構築。現代が見え映し出される現在の福祉教育現場の動向についても情報を得て、未来を担う福祉人材の確保の整備に繋げる。また、実習の受け入れは、学校や実習生と充分な調整と準備を行い、安心して学習と実習が行えるスケジュールとしていく。

##### 【研修予定一覧】

	主催者名	研修内容	対象者
1	内部研修 (主催：法人内委員)	虐待身体拘束・ハラスメント・事故防止・感染防止、利用者支援、介護技術、車両運転技術など	全職員
2	内部研修 (主催：研修受講者)	支援技術、専門技術、視察研修などを復命	
3	外部研修	各種障がい者支援に関する支援技術 会計、財務、労務研修、各種勉強会又は講演会	
4	手稻区部会、西区部会 相談支援部会	勉強会又は講演会	
5	北海道ケアマネジメント ネットワーク	相談支援従事者研修 サービス管理責任者向け・基礎研修・現任研修	生活介護、相談支援の 該当者
6	北海道社会福祉協議会	介護職員等のたん吸引等研修 指導看護師	生活介護、居宅介護の 該当者 看護師
7	北海道社会福祉協議会 民間企業	新任介護職員研修・接遇マナー コミュニケーションと組織構築	新任、一般職員
8	各種養成校	福祉有償運送運転者講習 ガイドヘルパー、同行援護従事者養成研修	居宅介護
9	各種養成校	介護福祉士、社会福祉士の指導養成者 介護職員初任者研修、実務者研修等	無資格者
10	吉岡経営センター 民間企業	組織運営、財務等に関する研修	部長、管理者、 主任等
11	総務省	個人情報保護法の理解	相談支援・事務部等

## 生活介護事業所「いるか」

### 事業方針

多種多様な利用ニーズに応え、利用者が望む生活が送れるよう必要な身体介助や生活支援を行い、「活動の場」として利用者が新しい発見や満足感を得られるサービス提供を実施する。

### 重点項目

1. 個別支援計画に基づく支援
2. 日中活動の活性化
3. 職員のスキルアップと専門性の向上
4. 新規利用者の受け入れ

**1日利用平均目標：17名**

### 重点項目

#### 1. 個別支援計画に基づく支援

- (1) 日頃の日中活動の様子や個別面談を基に目的や目標の明確化を図り、利用者が意欲的に活動に取り組める個別支援計画を作成する。
- (2) 定期的に会議を開催し職員間の共通理解と認識を図り、生活支援員による統一された日中活動支援を行う。
- (3) 障がいに関する知識と理解を深めると共に、利用者との関りから新たな一面や可能性を見い出す。
- (4) 障がい特性による介助の関わりだけではなく、これまでの生活歴や背景など利用者自身の事をより理解し、担当者会議の中で情報共有を図り個別支援計画の見直しと改善を図る。

#### 2. 日中活動の活性化

##### 作業活動

- (1) 「個々の活動の幅を広げる」「就労に繋げる為のステップアップ」「残存機能の維持・向上」を目的とした様々なバリエーションの作業活動を立案し提供する。
- (2) 利用者のこれまでの経験や特技を活かし、利用者自身も役割を持った作業活動に取り組むことで、日中活動に対するモチベーション向上と他の利用者も含めた活動の活性化を図る。

##### レクリエーション

- (1) 利用者と職員が一緒に「楽しむ・喜ぶ・達成感」が得られるレクリエーションを実施する。また、月単位でプログラムを組み利用者が興味を持ち参加することができるよう取り組む。
- (2) ADL 低下予防と運動不足解消を目的とした、トレーニング器具を用いた体操やスポーツレクリエーションを行う。
- (3) ストレッチスペースやスヌーズレン等を活用し、身体機能の向上やリラクゼーション

ヨンが体感できる支援を提供する。

#### 創作活動

- (1) 創作活動では、個別の作品作りから利用者同士が共同で取り組む創作物の作成など、季節間の感じられる様々なバリエーションを持ち活動に取り組む。また、新たな活動の聞き取りも行い創作活動の活性化を図る。
- (2) 様々なものに触れる機会を多く持ち、少しの感覚や感触でも体感できる活動支援の取り組みや、指先の機能を活かした創作活動を行う。

#### 企画と外出

- (1) 雰囲気作りに力を入れた調理や館内企画、遠方への外出企画を行う。
- (2) 個々のニーズに対応した短時間外出や個別外出を行う。

### 3. 職員のスキルアップと専門性の向上

- (1) 安心安全な介助と支援が行えるよう、家族や医療機関との連携と情報共有を密に行う。また、生活支援員は支援技術に関わる専門研修に積極的に参加し、障がいに関わる知識の向上と支援技術の向上を図る。
- (2) 利用者とのコミュニケーション、個々の障がい特性に応じた介助技術の習得、福祉用具の有効活用など、生活支援員自身の経験値を更に高められるよう、職員間の情報共有を十分に行い、支援技術のスキルアップと専門性を向上する。
- (3) 生活支援員による喀痰吸引については、指導看護師と連携し安全な医療的ケアの提供体制を構築する。また、指導看護師(2号研修・3号研修)の指導資格の取得を行う。
- (4) 利用者の高齢化に伴い定期的に利用者の身体状況の把握や行動分析を行い、ADL の低下や事故防止に繋げていく。

### 4. 新規利用者の受け入れ

- (1) 相談室や関係機関への事業所 PR を行い、事業所見学や体験利用の受入れを積極的に行う。
- (2) 利用率の向上を図る為、法人 HP や SNS を活用し生活介護の活動の様子を発信していく。

# 2024年度 営業日予定表【生活介護いるか】

## 生活介護事業所「自由工房」

### 事業方針

#### 1. 利用者主体の活動

様々な経験を通して人間関係やチームワークを学び社会生活力の向上を目指す。職員は利用者主体の活動に取り組めるよう、必要な支援とエンパワメントの姿勢を持つて関わる。

#### 2. 可能性の発掘

重度の障がいがある方の新規受け入れを積極的に行い、様々な活動と体験を通じて、興味を持ち楽しみながら取り組めることを社会参加の大切な第一歩として意識し、個々に合わせた活動を見つけ本来持っている力を育んでいく。

### 重点項目

1. 利用者中心の日中活動と個別支援計画に基づく支援
2. 職員の人材育成に向けた取り組み
3. 活動日の拡大と新規利用者の受入れ

1日利用平均目標 →16名

### 重点項目

#### 1. 利用者中心の日中活動と個別支援計画に基づく支援

充実した日中支援内容の構築と提供する支援の質の向上に取り組み、利用者中心の活動により経験値を高め、成功体験の積み重ね、利用者の社会生活力のレベルアップに繋げる。

### 利用者中心の日中活動

- (1) 利用者自身が主催するプログラムでは、個々に合わせた社会生活力の向上を目的として日常生活に活用できる体験プログラムを実施する。
- (2) 「自由工房広報誌」の発行やSNSの構成と発信、販売作品の新商品の発案や開発を利用者中心に職員と取り組み、チームで関わる事で成功体験や経験値の向上に繋げる。
- (3) 新しいことへの体験や利用者同士の関わりを通じて、社会経験の場となる支援と活動に取り組む。
- (4) 特別支援学校への外部販売や喫茶での接客業、隣接する北愛館への駄菓子販売を行い地域の交流や接遇、商品管理などの職業体験の貴重な場として活動する。
- (5) 年賀状の宛名書きや広報誌の封入作業など、障がいの程度を問わず生産活動に参加しやすい環境作りや支援方法の改善に取り組み、様々な体験が出来る支援体制の整備を行い工賃の配分を行う。
- (6) 館内企画時など、利用者同士の共同で創作作品の作成に取り組み、利用者間の繋がりを深める事が出来るよう支援する。
- (7) 趣味活動では、活動希望の聞き取りや自己選択できる複数の活動を展開し充実を図る。更に、新しい趣味活動の提案を行いマンネリ化の防止に努める。

#### **外出企画**

- (1) 社会生活力の向上に繋がる男性・女性別の ILP 外出計画や、一泊温泉旅行の再開など楽しめる外出企画に取り組む。
- (2) 近隣の食事外出や四季のドライブ、個別外出など障がい特性に合った企画を実施する。

#### **館内レクリエーション**

- (1) 館内レクリエーションでは、レクリエーション器具等の活用やゲーム大会、脳トレーニングなどの実施と運動不足の解消にスポーツゲームや体操を取り入れ、心身のリフレッシュを図る。
- (2) スヌーズレンの活用により、落ち着いた空間の中で自由な反応行動に沿った活動を行い、興味の拡大やリラックス効果を目的とした支援を行う。

#### **個別支援計画に基づく支援**

- (1) ニーズを汲み取る為の視点や個別のニーズを実現するための社会資源等の情報や知識を習得し、定期的な個別面談や日頃の日中活動を基に利用者自身が主体的・意欲的に活動できる個別支援計画を作成する。
- (2) 個別支援目標に沿った日中活動となるよう、意思決定支援に基づき職員間での共通理解と情報共有を図り一貫性のある支援を提供する。
- (3) サービス管理責任者研修、強度行動障がい支援者養成研修等や講習会に参加し、個別支援と支援技術の向上を図る。

### **2. 職員の人材育成に向けた取り組み**

- (1) 障がい特性の理解を深め、様々なニーズに沿った支援に取り組めるよう計画的に専門資格の取得や講習会に参加し、最新の知識とスキルを習得する。
- (2) 障がい者虐待防止法の理解を更に深め、利用者の人格や人権を尊重し適切な支援に繋がるよう、内部・外部研修の受講や他事業所を視察し視野を広める。

### **3. 活動日の拡大と新規利用者の受け入れ**

- (1) 土曜日と祝日の活動日を拡大させる事により、安定した日中活動の提供や祝日の入浴サービスのスタート、調理企画など活動内容の工夫により利用率の向上を目指す。
- (2) 各特別支援学校や相談機関などに事業所 PR や訪問を行うと共に、体験利用や体験学習（実習）の受け入れを積極的に行う。その為にも、法人 HP や SNS を活用し生活介護の活動の様子や様々な情報を発信していく。
- (3) 新規利用者の受け入れに繋がる新たな活動について検討し、次年度以降に向けた活動展開の準備を行う。

## 2024年度 営業日予定表【生活介護自由工房】

4月											
6日 アスモ						11日 調理(スイーツ)・アスモ					
29日 調理実習						18日 円山動物園					
22日~26日 チェリーブロッサムドライブ											
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5
8	9	10	11	12	13	14	5	6	7	8	9
15	16	17	18	19	20	21	12	13	14	15	16
22	23	24	25	26	27	28	19	20	21	22	23
29	30						26	27	28	29	30
							29	30			

  

5月											
6日 アスモ						11日 調理(スイーツ)・アスモ					
29日 調理実習						18日 新千歳空港					
22日~31日 紅葉ドライブ・ハロウィン											
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1	2	3	4	5	6	7	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21	16	17	18	19	20
22	23	24	25	26	27	28	23	24	25	26	27
29	30						29	30	31		
							26	27	28	29	30

  

6月											
1日 アスモ						13・14日 一泊旅行					
22日~26日 流し〇〇						17日 入浴・ティーアアウト					
24日 BBQ・花火(ナイト)						24日 入浴・ティーアアウト					
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11
13	14	15	16	17	18	19	15	16	17	18	19
21	22	23	24	25	26	27	21	22	23	24	25
28	29	30					28	29	30	31	
							29	30	31		

  

7月											
3日 アスモ						13・14日 一泊旅行					
22日~26日 入浴・ティーアアウト						17日 入浴・ティーアアウト					
24日 BBQ・花火(ナイト)						24日 入浴・ティーアアウト					
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26
29	30						29	30	31		
							29	30	31		

  

8月											
1日 アスモ						17日 入浴・ティーアアウト					
22日~26日 入浴・ティーアアウト						24日 入浴・ティーアアウト					
24日 BBQ・花火(ナイト)						24日 入浴・ティーアアウト					
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1	2	3	4	5	6	7	7	8	9	10	11
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26
29	30						29	30	31		
							29	30	31		

  

9月											
7日 アンビスタ						16日 レク大会・ティーアアウト					
23日 入浴・ティーアアウト						23日 入浴・ティーアアウト					
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
1	2	3	4	5	6	7	1	2	3	4	5
15	16	17	18	19	20	21	15	16	17	18	19
22	23	24	25	26	27	28	22	23	24	25	26
29	30						29	30	31		
							29	30	31		

## 身体障がい者福祉ホーム「ステップ6・2」

### 事業方針

地域移行に向けた通過的な場所としての住居を提供し、日常生活に必要な支援と自立生活を目指すための支援を行う。

### 重点項目

1. 福祉ホーム入居者の日常生活支援と地域移行支援
2. 地域移行を目指す新たな入居者の受入れ
3. 自然災害と感染防止に向けて

**入居者人数平均目標：11名**

### 重点項目

#### 1. 福祉ホーム入居者の日常生活支援と地域移行支援

- (1) 地域移行を実現するため年2回の個別面談を実施し、入居後の福祉サービスの利用状況や日常生活の把握を行う。
- (2) 個別面談をもとに、入居者がイメージする生活や将来に向けた地域移行への目標設定を行い入居期間を決定する。
- (3) 相談支援事業所及び介護サービス事業所などの関係機関と情報共有や支援体制の連携を図るとともに地域移行への支援を行う。

#### 2. 地域移行を目指す新たな入居者の受入れ

- (1) 入居基準に基づき、地域移行に向けた通過的な場所としての機能を持つ福祉ホームへの入居を希望する方の見学や体験利用を積極的に受け入れる。
- (2) 低額な料金とバリアフリーである住居の特性を広く周知し、地域移行を行う社会資源の一つとして、近隣の相談支援事業所や医療機関等へ情報提供とPRを行なう。
- (3) 法人HPを活用し、実際に福祉ホームで生活している様子や声などを発信し、新たに入居を希望する方に向けた広報を行う。

#### 3. 自然災害と感染防止に向けて

- (1) 自然災害時に必要な備品整備が将来の地域生活の安全に繋がるよう、防災訓練への参加や備蓄品の購入整備について周知と情報を発信する。
- (2) 入居者自身による検温と健康管理、館内の消毒作業を継続する。発熱者等が発生した場合は、法人が定める感染防止マニュアルをもとに対応し、速やかに各関係機関への情報共有を行う。入居者の利用事業所による支援が得られない場合は、ホーム担当を中心に入居者支援を行う。
- (3) マスクや消毒液等の感染対策に必要な備品を使用し、他入居者への感染拡大や併設事業である生活介護事業の利用者への感染拡大とならないよう、安心して生活できる対策と対応を行う。

## **居宅介護事業所・重度訪問介護事業所・同行援護事業所 「アンビシャスケアセンター」**

### **事業方針**

障がいのある方が地域で安心した自立生活を送るための居宅支援を行う。

### **重点項目**

1. 地域生活を支える在宅支援と事業運営の発展
2. 居宅介護計画に基づく生活支援と介助技術の向上

**月派遣収入目標 →総合支援法416万**

### **重点項目**

#### **1. 地域生活を支える在宅支援と事業運営の発展**

- (1) 地域で生活するために必要な在宅支援に向けて、新規受け入れ可能な派遣の調整と確保に努め、近隣の相談支援事業所との連携を図り、ヘルパー派遣を円滑に行う。また、新規受入れ可能な時間帯の情報提供を行い事業運営を発展させる。
- (2) ヘルパー派遣の利用により、安定した生活に繋がる支援内容と派遣時間について定期的に確認し、必要に応じた派遣対応を行う。
- (3) ヘルパーとサービス提供責任者による個別面談を実施し、業務と支援状況の把握を行い、担当者間による情報共有と連携、見直しを図り一元化された事業運営と利用者支援に取り組む。
- (4) 福祉人材の確保に向けて、法人HPと求人媒体を活用しつつ採用に向けた求人を行う。また、法人HPを活用し求職者向けにヘルパー派遣業務の内容を公開し、障がい福祉分野に興味と関心が持てる啓発活動を行う。

#### **2. 居宅介護計画に基づく生活支援と介助技術の向上**

- (1) サービス提供責任者による派遣状況の把握とモニタリングを行い、計画内容に沿った支援に繋がる担当者会議を開催する。
- (2) 居宅介護に必要な介助技術の向上、様々な利用者ニーズに合った職員のスキルアップと、障がい福祉に関わる知識と情報が得られる内部研修や外部研修を実施し、質の高い支援提供を行なう。(※別紙年間研修計画)

## 訪問介護事業所「アンビシャスケアセンター」

### 事業方針

要介護の方が地域で安心した日常生活を送るための訪問支援を行う。

### 重点項目

1. 地域生活を支える在宅支援と事業運営の発展
2. 居宅介護計画に基づく生活支援と介助技術の向上

月派遣収入目標 →介護保険法5万

### 重点項目

#### 1. 地域生活を支える在宅支援と事業運営の発展

- (1) 高齢者福祉を支える在宅支援に向けて、新規受け入れ可能な派遣の調整と確保に努め、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所との連携を図り、ヘルパー派遣の支援調整を円滑に行う。また、新規受入れ可能な時間帯の情報提供を行い事業運営を発展させる。
- (2) 障がいサービスを利用している既存の利用者が介護保険への切り替えが必要となった場合に、これまでのヘルパー派遣を継続し安定した在宅支援に繋げる。また、支援内容と派遣時間についても、必要に応じて派遣調整を行う。
- (3) ヘルパーとサービス提供責任者による個別面談を実施し、業務と支援状況の把握を行い、担当者間による情報共有と連携、見直しを図り一元化された事業運営と利用者支援に取り組む。また、担当ケアマネジャーとの情報共有と連携を図り、住み慣れた地域で生活する事が可能となるよう支援する体制作りを構築する。
- (4) 福祉人材の確保に向けて、法人HPと求人媒体を活用しつつ採用に向けた求人を行う。また、法人HPを活用し求職者向けにヘルパー派遣業務の内容を公開し、福祉分野に興味と関心が持てる啓発活動を行う。

#### 2. 訪問介護計画に基づく生活支援と介助技術の向上

- (1) サービス提供責任者による派遣状況の把握とモニタリングを適切に行い、計画内容に沿った支援に繋がる担当者会議を開催する。
- (2) 高齢者支援に関わる介助技術と支援技術を向上させる為、介護保険制度の理解と高齢者支援の知識が得られ、スキルアップが図れる内部研修や外部研修を実施する。(※別紙年間研修計画)

2024年度 居宅介護事業所・訪問介護事業所「アンビシャスケアセンター」  
共通年間研修計画

【内部研修】

	研修内容	対象者
4月	法令遵守	常勤 非常勤ヘルパー
5月	介護職員の倫理	
6月	外出時の介助	
7月	食中毒予防	
8月	接遇	
9月	認知症の理解	
10月	口腔ケア	
11月	感染症の予防及びまん延防止	
12月	ストレス・アンガーマネジメント	
1月	緊急時の対応	
2月	オムツの機能と当て方	
3月	個人情報・プライバシーの保護	

【外部研修】

	名 称	地区	予定参加者
年間数回	在宅ケア連絡会	手稲区・西区	常勤
年間数回	手稲区自立支援協議会	手稲区	常勤

## 札幌市障がい者相談支援事業「相談室すきっぷ」

### 事業方針

- 1 障がいのある方の「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実に向けて、福祉サービスや様々な社会資源の円滑な利用と調整を図り、障がい児者やその家族が地域で安心して生活できる支援体制の構築に向けた相談支援を行う。
- 2 不登校や引きこもり、8050問題、触法や権利擁護に関わるケースなど、サービス利用だけでは解決できない複雑な相談支援にも積極的に対応し、地域や医療・福祉・司法・行政などの関係機関と連携しながら支援を進める。
- 3 札幌市から委託を受ける相談室として、社会情勢や地域の実情、社会資源の動向を注視しつつ、サービス利用を中心とした相談だけでなく、急を要するよろずの相談にも真摯な姿勢で応じ、障がい当事者が設立した社会福祉法人として当事者エンパワメントの視点を大切にし、身近で相談しやすい相談支援を行う。

### 重点項目

1. 札幌市障がい者相談支援事業（委託相談支援事業）
2. 地域支援員及びピアサポーターの取組み
3. 関係機関等とのネットワークの強化

自立支援給付費収入 →月 7.5万

### 重点項目

#### 1. 札幌市障がい者相談支援事業（委託相談支援事業）

- (1) 障がいのある方や関係機関、地域住民に対し、地域に根ざした身近な相談窓口として専門性と経験を活かした相談支援を提供する。そのためにも、専門分野に関する外部研修に積極的に参加し、一貫した相談対応の維持と相談援助技術の向上に努める。
- (2) サービス利用の有無に関わらず、8050世帯や引きこもり、虐待などの多様なケースに対し関係機関と連携し積極的に対応していく。また、指定相談支援事業所や関係機関に対する後方支援や機関支援も継続して実施していく。
- (3) 各関係機関や地域の関連団体との連携を更に深め、相談者を取り巻く関係者と社会資源・地域住民とが一体となり、地域で安心して生活できる支援体制の構築に取り組む。
- (4) 札幌市自立支援協議会相談支援部会の構成員および西区地域部会の事務局として、日々の相談支援から見えてくる地域課題の抽出と検討を行い、相談者が安心して生活できる地域社会の実現に向けて部会活動に参画する。

#### 2. 地域支援員及びピアサポーターの取組み

##### 地域支援員配置業務

- (1) これまでの活動で蓄積してきた経験と地域との繋がりを活かし、地域の関係機関や団体、地域住民と連携し、障がいのある方と地域住民が共に安心して生活でき

るネットワークを構築する。

- (2) 災害に備え、継続して地域住民や関係機関との関係性の構築に努め、災害時要配慮者支援の周知や専門的な助言を行う。
- (3) オンラインによる面談や会議、講演などを検討し地域や関係機関との繋がりをもった活動を継続する。
- (4) 地域に開かれた相談支援事業所を目指し、町内会や民生委員、関係機関等との顔の見える関係づくりを進める。

#### **ピアソーター配置業務**

- (1) 雇用契約による勤務体制の拡充を図り、個別支援や外部からの研修講師依頼に対し柔軟に応じられる体制を構築する。
- (2) 個別支援の充実に向けて、相談員とピアソーターによる面談や外部研修受講等を通して知識と経験を高める。
- (3) 啓発活動の一環として、ピアソーターが主となって町内会や民生委員、各種学校、地域サロン等に訪問し、市民に直接関わりながら理解促進を図る。

### **3. 関係機関等とのネットワークの強化**

- (1) 各関係機関や町内会等が主催する会議や集会に積極的に参加し、地域における連携強化を図り、地域住民や関係者との協力体制を構築する。
- (2) 札幌市自立支援協議会の各部会や課題解決に向けたプロジェクトチームへの参画に加え、西区・手稲区・中央区と協同し近隣区の指定相談支援事業所との勉強会や連携に関する意見交換、地域包括支援センター・医療機関、行政、学校など関係機関との情報交換を行う。